

昭和四十二年法律第二十三号

印紙税法
印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
第二章 課税標準及び税率(第七条)
第三章 納付、申告及び還付等(第八条—第十四条)
第四章 雜則(第十五条—第二十条)
第五章 罰則(第二十一条—第二十四条)
附則

第一章 総則

- (趣旨)

この法律は、印紙税の課税物件、納稅義務者、課税標準、税率、納付及び申告の手続その他印紙税の納稅義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

第二条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書には、この法律により、印紙税を課する。

(納稅義務者)

第三条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、第五条の規定により印紙税を課さないもののとされる文書(以下「課税文書」という。)の作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務がある。

2 課税文書につき、連帶して印紙税を納める義務がある。

(課税文書の作成とみなす場合等)

第四条 別表第一第三号に掲げる約束手形又は為替手形で手形金額の記載のないものにつき手形金額の補充がされた場合には、当該補充をした者が、当該補充をした時に、同号に掲げる約束手形又は為替手形を作成したものとみなす。

2 別表第一第一号から第二十号までの課税文書を新たに作成したものとみなす。

3 文書(別表第一第三号から第六号まで、第九号及び第十八号から第二十号までに掲げる文書を除く。)に、同表第一号から第十七号まで及び第九号の課税文書(同表第三号から第六号までに掲げる文書を除く。)により証されるべ

き事項の追記をした場合又は同表第十八号若しくは第十九号の課税文書として使用するための付込みをした場合には、当該追記又は付込みをした者が、当該追記又は付込みをした時に、当該追記又は付込みに係る事項を記載した課税文書を新たに作成したものとみなす。

4 別表第一第十九号又は第二十号の課税文書(以下この項において「通帳等」という。)に次の各号に掲げる事項の付込みがされた場合において、当該付込みがされた事項に係る記載金額(同表の課税物件表の適用に関する通則4に規定する記載金額をいう。第九条第三項において同じ。)が当該各号に掲げる金額であるときは、当該付込みがされた事項に係る部分については、当該各号に掲げる金額である。第九条第三項において、当該各号に掲げる金額(以下「記載金額」とい

う。)が当該各号に掲げる金額であるときは、当該付込みがされた事項に係る部分については、当該各号に掲げる金額である。第九条第三項において同じ。)が当該各号に掲げる金額であるときは、当該付込みがされた事項に係る部分については、当該各号に掲げる金額である。

5 第一号から第三号までに掲げる課税文書以外の課税文書で、当該課税文書にその作成場所が明らかにされていないものの、当該作成場所

6 第二号に規定する者(以下この条において「国等」という。)と国等以外の者が共同して作成した文書については、国等又は公証人法(明治四十一年法律第五十三号)に規定する公証人が保存するものは国等以外の者が作成したものとみなし、国等以外の者(公証人を除く。)が保存するものは国等が作成したものとみなす。

7 別表第一第十七号の課税文書(物件名の欄に掲げる受取書に限る。)により証されるべき事項一百万円を超える金額

8 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項十万円を超える金額

9 別表第一第二号の課税文書により証されるべき事項一百万円を超える金額

10 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項十万円を超える金額

11 別表第一第二号の課税文書により証されるべき事項一百万円を超える金額

12 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項十万円を超える金額

13 別表第一第二号の課税文書により証されるべき事項一百万円を超える金額

14 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項十万円を超える金額

15 別表第一第二号の課税文書により証されるべき事項一百万円を超える金額

16 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項十万円を超える金額

17 別表第一第二号の課税文書により証されるべき事項一百万円を超える金額

18 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項十万円を超える金額

19 別表第一第二号の課税文書により証されるべき事項一百万円を超える金額

20 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項十万円を超える金額

21 別表第一第二号の課税文書により証されるべき事項一百万円を超える金額

22 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項十万円を超える金額

23 別表第一第二号の課税文書により証されるべき事項一百万円を超える金額

一 第十一条第一項又は第十二条第一項の承認による課税文書(以下この項において「課税文書」とい

う。)の作成者は、政令で定めるところにより、印紙税納付計器(印紙税の保全上支障がないことにつき、政令で定めるところによ

り、国税局長官の指定を受けた計器(第十六条及び第十八条第一項において「指定計器」とい

う。)で、財務省令で定める形式の印影を生ず

させているもの、当該作成場所

2 第二章 課税標準及び税率

(課税標準及び税率)

3 第七条 印紙税の課税標準及び税率は、別表第一の各号の課税文書の区分に応じ、同表の課税標準及び税率の欄に定めるところによる。

(印紙による納付等)

4 第八条 課税文書の作成者は、次条から第十二条までの規定の適用を受ける場合を除き、当該課税文書に課されるべき印紙税に相当する金額の印紙(以下「相当印紙」という。)を、当該課税文書の作成の時までに、当該課税文書に課されるべき印紙税に相当する方法により、印紙税を納付しなければならない。

5 第九条 課税文書の作成者は、前項の規定により当該課税文書に印紙をはり付ける場合には、政令で定めるところにより、当該課税文書と印紙の彩紋とにかく、判明に印紙を消さなければならぬ。

(税印による納付の特例)

6 第十条 課税文書の作成者は、政令で定める手続により、財務省令で定める税務署の税務署長に対し、当該課税文書に相当印紙をはり付けることとさせて、税印(財務省令で定める印影の形

式を有する印をいう。次項において同じ。)を押すことを請求することができます。

7 第十一条 前項の請求をした者は、次項の規定によりそ

の請求が棄却された場合を除き、当該請求に係る課税文書に課されるべき印紙税額に相当する印紙税を、税印が押される時までに、国に納付しなければならない。

8 第十二条 第二項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税を、同項の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

9 第十三条 第二項の請求をした者は、同項の表示することができる。

10 第十四条 第二項の請求をした者は、同項の表示することができる。

3 税務署長は、第一項の請求があつた場合において、当該請求に係る課税文書の記載金額が明らかでないことその他印紙税の保全上不適当であると認めるときは、当該請求を棄却することができる。

(印紙税納付計器の使用による納付の特例)

4 第十一条第一項の課税文書の作成者は、政令で定めるところにより、印紙税納付計器(印紙税の保全上支障がないことにつき、政令で定めるところによ

り、国税局長官の指定を受けた計器(第十六条及び第十八条第一項において「指定計器」とい

う。)で、財務省令で定める形式の印影を生ず

させているもの、当該作成場所

(課税文書の区分に応じ、当該各号に掲げる場所と

5 第十五条 印紙税の納付地は、次の各号に掲げる課

6 第十六条 印紙税の納付地は、次の各号に掲げる課

7 第一項又は第二項の規定により印紙税に相当する金額を表示して納付印を押す方法について必要な事項は、財務省令で定める。
(書式表示による申告及び納付の特例)

第十一條 課税文書の作成者は、課税文書のうち、その様式又は形式が同一であり、かつ、その作成の事実が後日においても明らかにされるもので次の各号の一に該当するものを作成しようとする場合には、政令で定めるところにより、当該課税文書を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、相当印紙のはり付けに代えて、金銭をもつて当該課税文書に係る印紙税を納付することができる。

一 每月繼續して作成されることとされているもの

二 特定の日に多量に作成されることとされてるものの

三 その他参考となるべき事項

5 前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する印紙税を国に納付しなければならない。

三 その他参考となるべき事項

二 課税標準数量に対する印紙税額及び当該印紙税額の合計額(次項において「納付すべき税額」という。)

5 前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書に記載した納付すべき印紙税額に相当する印紙税を國に納付しなければならない。

6 第一項第一号の課税文書につき同項の承認を受けている者は、当該承認に係る課税文書につき同項の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定める手続により、その旨を同項の税務署長に届け出るものとする。
(預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例)

第十二條 別表第一第十八号及び第十九号の課税文書のうち政令で定める通帳(以下この条において「預貯金通帳等」という。)の作成者は、政令で定めるところにより、当該預貯金通帳等を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、相当印紙の貼付けに代えて、金銭をもつて、当該課税文書に係る印紙税を納付することができる。

一 每月繼續して作成されることとされているもの

二 特定の日に多量に作成されることとされてるものの

三 その他参考となるべき事項

5 第一項の承認を受けた者は、政令で定めるとこにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該課税文書が同項第一号に掲げる課税文書に該当する場合には毎月分(当該課税文書を作成しなかつた月分を除く。)をその翌月末日までに、当該課税文書が同項第二号に掲げる課税文書に該当する場合には同号に規定する日の属する月の翌月末までに、その承認をした税務署長に提出しなければならない。

一 その月中(第一項第二号に掲げる課税文書に該当した数量(次号において「課税標準数量」という。))

二 課税標準数量に対する印紙税額及び当該印紙税額の合計額(次項において「納付すべき税額」という。)

三 その他参考となるべき事項

二 課税標準数量に対する印紙税額及び当該印紙税額の合計額(次項において「納付すべき税額」という。)

三 その他参考となるべき事項

5 第一項の承認を受けた者は、政令で定めるとこにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、課税期間ごとに、当該課税期間の開始の日から起算して一月以内に、その承認をした税務署長に提出しなければならない。

一 当該承認に係る預貯金通帳等の課税文書の号別及び当該預貯金通帳等の種類並びに当該種類ごとの前項に規定する政令で定めるところにより計算した数に相当する数量とみなす。

二 課税標準数量に対する印紙税額及び当該印紙税額の合計額(次項において「納付すべき税額」という。)

三 その他参考となるべき事項

ときは、政令で定めるところにより、第十一條第一項又は第十二条第一項の承認の申請者に対する金額及び期間を指定して、印紙税につき担保の提供を命ずることができる。

2 国税局長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、前項の金額又は期間を変更することができる。

(納付印等の製造等の禁止)

3 前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する印紙税を國に納付しなければならない。

三 その他参考となるべき事項

5 第一項の承認を受けた者は、政令で定めるとこにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、課税期間ごとに、当該課税期間の開始の日から起算して一月以内に、その承認をした税務署長に提出しなければならない。

一 当該承認に係る預貯金通帳等の課税文書の号別及び当該預貯金通帳等の種類並びに当該種類ごとの前項に規定する政令で定めるところにより計算した数に相当する数量とみなす。

二 第十条第一項の承認を受けた者は、当該印紙税額を納付すべき者が、第九条第一項又は第十二条第一項の税務署長に対し、政令で定めるとこにより、印紙税に係る過誤納金(前項の確認を受けたもの及び同項ただし書に規定する過誤納金を除く。)の過誤納の事実の確認とその納付すべき印紙税への充当とをあわせて請求したときは、当該税務署長は、その充当をすることができる。

三 第一条の確認又は前項の充当を受ける過誤納金については、当該確認又は充当の時に過誤納金があつたものとみなして、国税通則法第五十六條から第五十八条まで(還付・充当・還付加算金)の規定を適用する。

第十五條 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、印紙税の保全のために必要があると認める

(保全担保)

第四章 雜則

第一項の承認を受けた者は、政令で定めるとこにより、当該承認に係る課税文書の作成に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(記帳義務)

2 印紙税納付計器の販売業者は、納付印の製造業者若しくは販売業者又は納付印の販売場所の所轄税務署長に申告しなければならない。

3 第一条の確認を受けた者は、政令で定めるとこにより、当該承認に係る課税文書の作成に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

4 第十条第一項の承認を受けた者は、当該印紙税納付計器の販売業者又は納付印の製造業者若しくは販売業者又は納付印の販売場所の所轄税務署長に届け出で同条第六項の封の解除

その他の必要な措置を受けなければならぬ。

5 第一条の確認を受けた者は、政令で定めるとこにより、当該承認に係る課税文書の作成に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

6 第一条の確認を受けた者は、政令で定めるとこにより、当該承認に係る課税文書の作成に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

7 第一条の確認を受けた者は、政令で定めるとこにより、当該承認に係る課税文書の作成に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)

第十九条 法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続人(包括受遺者を含む。)が、被相続人(包括遺贈者を含む。)の次に掲げる義務を、相続人(包括受遺者を含む。)は、被相続人(包括遺贈者を含む。)の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第十一条第四項又は第十二条第五項の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務

(印紙納付に係る不納税額があつた場合の過怠税の徴収)

第二十条 第八条第一項の規定により印紙税を納付すべき課税文書の作成者が同項の規定により納付すべき印紙税を当該課税文書の作成の時までに納付しなかつた場合には、当該印紙税の納付されなかつた場合には、当該課税文書の作成者

税地の所轄税務署長は、当該課税文書の作成者から、当該納付しなかつた印紙税の額とその二倍に相当する金額との合計額に相当する過怠税を徴収する。

前項に規定する課税文書の作成者が、当該課税文書に係る印紙税の納稅地の所轄税務署長に対し、政令で定めるところにより、当該課税文書

書について印紙税を納付していなければ、その申出が印紙税についての調査があり、かつ、その申出が印紙税についての調査があつたことにより、当該申出に係る課税文書についての国税通則法第三十二条第一項(賦課決

定)の規定による前項の過怠税についての決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該課税文書に係る同項の過怠税の額は、同項の規定にかかるわらず、当該納付しなかつた印紙税の額と当該印紙税の額に百分の十の割合を乗じて計算した金額とその合計額に相当する金額とする。

第八条第一項の規定により印紙税を納付すべき課税文書の作成者が同条第二項の規定により印紙税を消さなかつた場合には、当該印紙税の納稅地の所轄税務署長は、当該課税文書の作成者から、当該消されていない印紙の額面金額に相当する金額の過怠税を徴収する。

第一項又は前項の場合において、過怠税の合計額が千円に満たないときは、これを千円とする。

前項に規定する過怠税の合計額が、第二項の規定の適用を受けた過怠税のみに係る合計額であるときは、当該過怠税の合計額については、前項の規定の適用はないものとする。

6 税務署長は、国税通則法第三十二条第三項(賦課決定通知)の規定により第一項又は第三項の過怠税に係る賦課決定通知書を送達する場合には、当該賦課決定通知書に課税文書の種類その他の政令で定める事項を附記しなければならない。

第一項又は第三項の過怠税の税目は、印紙税

7 第二十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十四条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

三 前項の犯罪に係る課税文書に対する印紙税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超える当該印紙税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定による相当印紙の貼付けをしなかつた者

二 第十一条第四項又は第十二条第五項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者

三 第十六条の規定に違反した者

四 第十八条第一項又は第二項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

五 第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定による申告をせず、又は同条第三項又は第十二条第三項の規定によ

法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日) 第二条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

(経過規定の原則)

第一条 この附則に別段の定めがある場合を除き、改正後の印紙税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十二年七月一日(以下「適用日」という。)以後に作成される文書について適用し、同日前に作成される改正前の印紙税法(以下「旧法」という。)第一条に規定する証書又は帳簿に係る印紙税については、なお従前の例による。

(経過規定) 第三条 新法第四条第二項の規定は、同項の総会等が適用日以後に開始される場合について適用する。この場合において、同項の承認を受けた者が同日前に受け取った当該承認に係る委任状について、同日に受け取つたものとみなす。

(納付方法の特例に関する一般的経過規定) 第四条 旧法第六条たゞし書の規定により同条各号に掲げる方法が用いられていて、同法第一条规定による証書又は帳簿で適用日以後に作成されるものは、旧法第四条の規定により算出した印紙税額(次項において「旧法の税額」という。)に相当する金額の印紙がはり付けられているものとみなす。

(税額の算出) 第五条 新法第九条ノ二前段の規定による申告をしてこの法律の施行の日前から引き続いて印紙税現金納付計器の販売業又は納付印の製造業若しくは販売業を行なつている者は、同日において新法第十七条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

(印紙税納付計器の販売業等の申告に関する経過規定) 第六条 旧法第九条ノ二前段の規定による申告をしてこの法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過規定) 第七条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

(印紙税納付計器の販売業等の申告に関する経過規定) 第八条 旧法第九条ノ二前段の規定による申告をしてこの法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税現金納付計器の販売業又は納付印の製造業若しくは販売業を行なつている者は、同日において新法第十七条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

(税額の算出) 第九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農業協同組合中央会の特例) 第十条 第九条の二の法律(平成二十七年法律第六十三号)附則第十二条(存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更)に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条(組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例)の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものは、別表第二に掲げる者とみなして、この法律の規定を適用する。

(施行期日) 第十一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条及び附則第十三条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して三月

2 適用日において旧法第六条ノ二の承認を受けている者が、当該承認に係る預貯金通帳で同条の表示がされたものを昭和四十三年四月一日以後に作成される預貯金通帳について適用する。

3 第六条 新法第十二条の規定は、昭和四十三年四月一日以後に作成される預貯金通帳について適用する。

4 第六条第六号(附則)抄

(施行期日) 第二十二条 この法律は、公布の日から施行する。たゞ、附則第六条及び附則第十三条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して三月

5 なお従前の例による。

6 適用日において旧法第六条ノ二の承認を受けている者が、当該承認に係る預貯金通帳で同条の表示がされたものを昭和四十三年四月一日以後に作成される預貯金通帳について適用する。

7 附則(昭和四二年七月一三日法律第五

通帳につき新法第十二条第一項の承認を受けたときは、同条第七項の規定の適用上、当該預貯金通帳については、当該承認の日の属する年の前年においても同条第一項の承認を受けた同条第三項の表示をしているものとみなす。

(経過期間に係る旧法の適用関係)

第七条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

(印紙税納付計器の販売業等の申告に関する経過規定)

第八条 旧法第九条ノ二前段の規定による申告をしてこの法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税現金納付計器の販売業又は納付印の製造業若しくは販売業を行なつている者は、同日において新法第十七条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

(税額の算出) 第九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過規定) 第十条 第九条の二の法律(平成二十七年法律第六十三号)附則第十二条(存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更)に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条(組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例)の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものは、別表第二に掲げる者とみなして、この法律の規定を適用する。

(施行期日) 第十一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条及び附則第十三条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して三月

8 なお従前の例による。

9 附則(昭和四二年七月一三日法律第五

10 なお従前の例による。

項を削る改正規定、同法第百条第三項、第二条第三項、第一百十一条第四項及び第九项並びに附則第三条の二の改正規定、同条を附則第三条の三とし、附則第三条の次に「一条を加える改正規定並びに同法附則第十四条の二を削り、附則第十四条の三を附則第十四条の二とする改正規定、第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十二条第二項、第四項、第六項及び第七項、第二十二条第二項、第三項及び第五項、第三十一条第二項から第五項まで、第三十三条並びに第四十五条第二項、第六項及び第七項の改正規定並びに同法別表の改正規定(同表の備考の改正規定を除く)、第四条の規定並びに次項、附則第八条、第九条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十二条四条及び第二十五条の規定」公布の日

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。
(一般的経過措置)
第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、改正後の印紙税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十六年五月一日（以下「指定日」という。）以後に作成される文書について適用し、指定日前に作成される文書に係る印紙税については、なお従前の例による。
(税印による納付の特例に関する経過措置)
第三条 改正前の印紙税法（以下「旧法」という。）第九条第一項の請求に基づき税印が押さされている文書のうち指定日以後に作成されるものに係る新法第七条の規定により算出した場合における印紙税額と旧法第七条の規定により算出した場合における印紙税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から第十一条までの規定の例による。
2 前項の場合において、旧法の規定には、前条の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。
(過怠税の徴収に関する経過措置)
第四条 指定日前に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税（以下この項において「旧過怠税」という。）及び指定日以後に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税（以下この項において「新過怠税」という。）を同時に徴収する場合（旧過怠税及び新過怠税で同条第五項の規定により同条第四項の規定の適用がないものとされるもののみを同時に徴収する場合を除く。）における同項に規定する過怠税の合計額については、同項の規定に従わらず、次に定めるところによる。
一 当該過怠税の合計額に新過怠税（新法第二十条第二項の規定の適用を受けたものを除く。）の額が含まれている場合において、当該過怠税の合計額が千円に満たないときはこれを千円とする。

二 前号に規定する場合以外の場合において、當該過怠税の合計額が五百円に満たないときは、これを五百円とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例によることとする。

附 則 (昭和五六年五月二二日法律第七三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五六年六月九日法律第七三号) 抄 (施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五六六年六月九日法律第七五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五六六年六月一〇日法律第七五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五六六年六月一一日法律第七五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五六六年六月一一日法律第七五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

二 略
二 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から第五章とする改正規定、第一百九十八条、第五十九条及び第二百一条の改正規定並びに附則第二条の十三第一項の改正規定（第四章の二を「第五章」に改める部分に限る）並びに附則第四条及び第七条から第十二条までの規定昭和五十七年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。
附 則（昭和五七年六月二二日法律第六三号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（昭和五八年五月一四日法律第五九号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五八年五月一七日法律第五九号の施行する。
附 則（昭和五八年一二月三日法律第八二号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。
附 則（昭和五九年八月七日法律第六四号）抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の日本育英会法（以下「新法」という。）等二十二条及び附則第六条第三項の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。
附 則（昭和五九年八月一〇日法律第七一号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二百十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第二
一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第二
六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年五月二十九日から施行する。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五四
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年五月二十九日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八
三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条並びに附則第四条、第三十三条から第一十条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五十五条、第一百二十四条並びに第一百三十九条から第一条から第一百三十三条までの規定

二及び三略
四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十

一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十

七条から第一百条まで、第一百三条、第一百九条、第一百四十四条、第一百七十七条、第一百八十五条、第一百一十条、第一百二十三条、第一百二十六条、第一百二十八条、第一百二十九条、第一百三十一条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、第一百三十六条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百四十一条、第一百四十二条、第一百四十三条、第一百四十四条、第一百四十五条、第一百四十六条、第一百四十七条、第一百四十八条、第一百四十九条、第一百五十条、第一百五十一条、第一百五十

二十三条、第一百二十六条、第一百二十八条及び第一百二十九条の規定

平成二十年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第二百三十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後前条第一項の規定によりなりおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二百三十三条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものと除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相違の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百三十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第二
一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第二
六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年五月二十九日から施行する。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五四
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八
三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条並びに附則第四条、第三十三条から第一十条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五十五条、第一百二十四条並びに第一百三十九条から第一

一から六まで 略
七 次に掲げる規定 信託法 (平成十八年法律
第一百八号) の施行の日

八 次に掲げる規定 証券取引法等の一部を改
正する法律 (平成十八年法律第六十五号) の
施行の日

ホ 第八条中印紙税法別表第一第四号の改
正規定

イからニまで 略

ホ 第八条中印紙税法別表第一第十七号の改
正規定

(罰則に関する経過措置)

第二百五十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後前条第一項の規定によりなりおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第二百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年五月一一日法律第四
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一一日法律第四
八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一一日法律第四
八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一一日法律第四
八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条並びに附則第四条、第三十三条から第一

年法律第六十四号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機関法によつてまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

ト 第八条中印紙税法別表第一第四号の改正規定

八 次に掲げる規定 証券取引法等の一部を改
正する法律 (平成十八年法律第六十五号) の
施行の日

四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。たゞ、第四十六条及び第四十七条並びに附則第六条、第七条第四項、第五項及び第七項、同条第八項(同条第七項にに関する部分に限る。)、第八条、第九条第六項、第七項、第十一項及び第十二項、第十一条、第十三条第五項、第十六条、第二十六条から第二十九条まで、第三十一

条から第三十四条まで、第三十六条から第四十一条まで並びに第四十七条の規定は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一三日法律第八
五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一三日法律第八
五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条並びに附則第四条、第三十三条から第一

七 次に掲げる規定 信託法 (平成十八年法律
第一百八号) の施行の日

八 次に掲げる規定 証券取引法等の一部を改
正する法律 (平成十八年法律第六十五号) の
施行の日

ホ 第八条中印紙税法別表第一第四号の改
正規定

イからニまで 略

ホ 第八条中印紙税法別表第一第十七号の改
正規定

(罰則に関する経過措置)

第二百五十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後前条第一項の規定によりなりおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第二百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年五月一一日法律第四
八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一一日法律第四
八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一一日法律第四
八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一一日法律第四
八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条並びに附則第四条、第三十三条から第一

七 次に掲げる規定 信託法 (平成十八年法律
第一百八号) の施行の日

八 次に掲げる規定 証券取引法等の一部を改
正する法律 (平成十八年法律第六十五号) の
施行の日

ホ 第八条中印紙税法別表第一第四号の改
正規定

イからニまで 略

ホ 第八条中印紙税法別表第一第十七号の改
正規定

(罰則に関する経過措置)

第二百五十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後前条第一項の規定によりなりおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第二百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年五月一一日法律第四
八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一一日法律第四
八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一一日法律第四
八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一一日法律第四
八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条並びに附則第四条、第三十三条から第一

七 次に掲げる規定 信託法 (平成十八年法律
第一百八号) の施行の日

八 次に掲げる規定 証券取引法等の一部を改
正する法律 (平成十八年法律第六十五号) の
施行の日

ホ 第八条中印紙税法別表第一第四号の改
正規定

イからニまで 略

ホ 第八条中印紙税法別表第一第十七号の改
正規定

(罰則に関する経過措置)

第二百五十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後前条第一項の規定によりなりおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第二百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年五月一一日法律第四
八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一一日法律第四
八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一一日法律第四
八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一一日法律第四
八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条並びに附則第四条、第三十三条から第一

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略
六 次に掲げる規定 日本年金機構法（平成十

九年法律第百九号) の施行の日
イからニまで 略

ホ 第七条中印紙税法別表第一の改正規定
(罰則に関する経過措置)

第一百十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において

規定こはのなお従前の例によることとされる場
て同じ。) の施行前にした行為及びこの附則の

規定は、本法律施行の後に、かかる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なる既前の例には

(二)法津の公印の用印は平成二十年四月一日後
る。

(この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置)

第一百十九条の二 この法律の公布の日が平成二十一年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正の施行の方法の規定の適用に關する規定

る改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関する必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）

その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)
第一百二十条 この附則に規定するもののほか、こ

の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二年三月三一日法律第一〇号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から

施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条ま

での規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

附則（平成二年七月一五日法律第八

(施行期日) ○号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経てなほ範囲内に於いて政令で定める日から

（調整見定）施行する。

第六条 (訂正規定) この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律

○号) 附則 (平成二年七月一五日法律第八抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。
(調整規定)

第六条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律

正規定項の改号		第十八条	第十七条	第十二条	第十五条の改号
号を「同項第十三号」	号に	号及び同項第十号	第十五条第一項	十一 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)第十条の規定による貸付けを行うこと。	一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号
号を「同項第十四号」	号に	号及び同項第十一号	第十五条第一項第十一号及び第十二条号を「同項第十三号」に、「同条第十一項第十二号及び第十三号」に、「同条第十三号」を「同条第十一項第十二号」を加え	十二 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)第十条の規定による貸付けを行うこと。	二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号
号を「同項第十五号」	号に	号及び同項第十二号	第十五条第一項第十一号の下に「及び第十二号」を加え	十三 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)第十条の規定による貸付けを行うこと。	六号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号

項条二の十附 の第十表四則 項一二第条第	定改の第第十の十附 正項一一八表四則 規の号項条第条第	定改一二第二規の第十	正規定	第十八条 項第一改五第一 号の改五第一 号	正規定	第十八条 項第一改四第一 号の改四第一 号	正規定	第十八条 項第三改一第一 号の改一第一 号	正規定	第十八条 項第十八改二第一 号の改二第一 号	正規定
〔第十三号〕 を	〔第十二号〕 を	〔同項第十号〕 を	〔第十三号〕 を	号を「同項第十三号」 〔第十四号〕 を	号を「同項第十四号」 〔第十五号〕 を	号を「同項第十四号」 〔第十六号〕 を	号を「同項第十四号」 〔第十七号〕 を	号を「同項第十五号」 〔第十八号〕 を	号を「同項第十五号」 〔第十九号〕 を	号を「同項第十九号」 〔第二十号〕 を	号を「同項第十九号」 〔第二十一号〕 を
〔第十四号〕 を	〔第十三号〕 を	〔同項第十一号〕 を	〔第十四号〕 を	号を「同項第十五号」 〔第二十二号〕 を	号を「同項第十五号」 〔第二十三号〕 を	号を「同項第十五号」 〔第二十四号〕 を	号を「同項第十五号」 〔第二十五号〕 を	号を「同項第十五号」 〔第二十六号〕 を	号を「同項第十五号」 〔第二十七号〕 を	号を「同項第十五号」 〔第二十八号〕 を	号を「同項第十五号」 〔第二十九号〕 を

十号の規定は、施行日以後に作成される同号に掲げる保険証券に係る印紙税について適用し、施行日前に作成される同条の規定による改正前の印紙税法（次項において「旧印紙税法」という。）別表第一第十号に掲げる保険証券に係る印紙税については、なお従前の例による。

施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に作成される新印紙税法別表第一第十号に掲げる保険証券であつて施行日の前日に作成されたとしたならば旧印紙税法別表第一第十号に掲げる保険証券に該当しないこととなるものについては、新印紙税法別表第一第十号の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第一百四十六条 この法律（附則第一条各号に掲げた規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百四十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **（平成二二年一二月一〇日法律第七一号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条の規定（障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第一項の改正規定を除く。）、第四条の規定（児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。）及び第六条の規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九条から第二十一条まで、第三十五条（第一号に係る部分に限る。）、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第

五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

附 則 (平成二十三年三月三一日法律第一二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第一百四十四号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年四月二七日法律第二六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二日法律第三九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う経過措置)

第五十条

2 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(罰則の適用に関する経過措置)

第五十一条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年五月二日法律第四〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日前である場合に、附則第十五条の規定は、総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の公布の日から施行する。
(調整規定)

第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)の施行の日前である場合は、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見

附則第十 四条の表 第二十二 条第一項 の項の改 正規定	「第十五号」 を
前項の場合において、前条の規定は、適用し ない。	「第十六号」 を

附 則（平成二三年六月三〇日法律第八二号）抄

第一百四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規

定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(二)この法律の公布の日が平成二十三年四月一日
後となる場合における経過措置

年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関する必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）

その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第一百五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（納税環境の整備に向けた検討）
第百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の
める。

保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

(施行期日) 五号抄 附 則 (平成二四年三月三一日法律第二

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十二条、第二十六条、第二十七条、第五章第一節及び第六章並びに附則第三条、第一

六条、第八条から第十三条まで、第十七条、第二十四条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において

政令で定める日
(政令への委任)
第二十七条 この法律の施行に關し必要な経過措

置は、政令で定める。

(施行期日)
五月一日

施行する。
附 則
(平成二四年六月二七日法律第四)
を超えない範囲内において政令で定める日から

四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第五号)
(施行期日) 抄 (平成二五年三月三〇日法律第五号)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年三月三〇日法律第五号)
(施行期日) 抄 (平成二五年三月三〇日法律第五号)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 次に掲げる規定 平成二十六年四月一日
イ 第五条及び附則第十六条の規定
(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第五条の規定による改正後の印紙税法別表第一第十七号の規定は、平成二十六年四月一日以後に作成される同号に掲げる金額又は有価証券の受取書に係る印紙税について適用し、同日前に作成される同条の規定による改正前の印紙税別表第一第十七号に掲げる金額又は有価証券の受取書に係る印紙税については、なお

（罰則の適用に関する経過措置）
第百六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第百七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

第六百八条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、第三号及び第四号に関連する税制上の措置については平成二十五年度中に、第二号に関連する税制上の措置については平成二十六年度中に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

一 大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。

二 給与所得者の特定支出の控除の特例の在り方について、給与所得者の負担軽減及び実額控除の機会拡大の観点から、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、適用判定の基準(所得税法第五十七条の二第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。)及び控除対象の範囲を含め、検討すること。

三 交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。

四 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

附 則 (平成二五年五月三一日法律第二号)
(施行期日) 抄 (平成二五年五月三一日法律第二号)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条及び第十二条から第十一条までの規定 平成二十六年四月一日

（施行期日） 抄 (平成二五年六月二六日法律第六号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十三条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（施行期日） 抄 (平成二六年四月二五日法律第三〇号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定
(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第一百三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定 公布の日

（施行期日） 抄 (平成二六年六月一三日法律第六七号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定、第四条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五

じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。

二 給与所得者の特定支出の控除の特例の在り方について、給与所得者の負担軽減及び実額控除の機会拡大の観点から、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、適用判定の基準(所得税法第五十七条の二第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。)及び控除対象の範囲を含め、検討すること。

三 交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。

四 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

（罰則に関する経過措置）
第百五十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

（罰則に関する経過措置）
第百五十三条 この附則に定めるもの(ほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百五十四条 この附則に定めるもの(ほか、この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

（罰則に関する経過措置）
第百五十五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百五十六条 附則第三条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百五十七条 附則第三条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百五十八条 附則第三条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百五十九条 附則第三条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百六十条 附則第三条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百六十一条 附則第三条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

一号イ若しくはハ又は第二号に掲げる事業、附則第五十条第二項に規定する存続連合会老齢給付金、存続連合会障害給付金及び存続連合会遺族給付金並びに附則第六十三条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の六第二項に規定する給付に関する文書については、当分の間、印紙税を課さない。

（処分等の効力）
第百五十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)以下この条において「新法令」という。に相当の規定があるものは、法律(これに基づく命令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）
第百五十三条 この附則に定めるもの(ほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百五十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百五十五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百五十六条 附則第三条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百五十七条 附則第三条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百五十八条 附則第三条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百五十九条 附則第三条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百六十条 附則第三条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百六十一条 附則第三条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百六十一条 附則第三条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当分の間、当該各号に定める日から施行する。

（処分等の効力）
第百五十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)以下この条において「新法令」という。に相当の規定があるものは、法律(これに基づく命令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）
第百五十三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百五十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百五十五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百五十六条 附則第三条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百五十七条 附則第三条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する経過措置）
第百五十八条 附則第三条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する絏過措置）
第百五十九条 附則第三条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する絏過措置を含む。))は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する絏過措置）
第百六十条 附則第三条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関する必要な絏過措置(罰則に関する絏過措置を含む。))は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する絏過措置）
第百六十一条 附則第三条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関する必要な絏過措置(罰則に関する絏過措置を含む。))は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

（罰則に関する絏過措置）
第百六十一条 附則第三条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関する必要な絏過措置(罰則に関する絏過措置を含む。))は、政令(人

附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）、第二条第五項第二号の改正規定（同条第十四項）を「同条第十一項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二七年七月一五日法律第五七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二七年七月一七日法律第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年九月四日法律第六十三条）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。）、第五十条、第九十五条及び第一百十五条の規定 公布の日（以下「公布日」という。）

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)
第七十二条 存続中央会は、印紙税法の規定の適用については、同法別表第二に掲げる者とみなす。
(罰則に関する経過措置)
第一百四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第一百五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附 則 (平成二七年九月一八日法律第七〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二八年四月二二日法律第三一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二八年四月二七日法律第三二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年五月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二八年一月一六日法律第七六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) **八九号** **抄**

附 則 (平成二八年一月二八日法律第
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第一章、第三章、第一百三
条、第一百六条、第一百七条、第一百十条（第八十条
（第八十六条及び第八十八条第二項において準
用する場合を含む。）に係る部分に限る）、第一百
百十二条（第十二号に係る部分に限る。）、第一百
十四条及び第一百十五条の規定並びに附則第五条
から第九条まで、第十一条、第十四条から第十七
条まで、第十八条（登録免許税法（昭和四十一
年法律第三十五号）別表第三の改正規定に限
る。）、第二十条から第二十三条まで及び第二十
六条の規定は、公布の日から施行する。
（罰則に関する経過措置）

第二十五条 この法律の施行前にした行為及びこ
の法律の規定によりなお從前の例によることと
される場合におけるこの法律の施行後にした行
為に対する罰則の適用については、なお從前の
例による。

（政令への委任）

第二十六条 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に關
する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則 (平成二九年四月二一日法律第一
九号) 抄**

(施行期日) **五号** **抄**

附 則 (平成二九年五月一九日法律第三
行する。

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施
行する。

**附 則 (平成二九年五月一九日法律第四
七号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

**附 則 (平成三〇年三月三一日法律第七
号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から十一まで 略
十二 次に掲げる規定 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第一条第十四条に掲げる規定の施行の日

イ から今まで 略
ニ 第十条中印紙税法別表第二の改正規定

十三 次に掲げる規定 産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二十六号）の施行の日

イ 第十条中印紙税法別表第三の文書名の欄

イ 第十条中印紙税法別表第三の文書名の欄

イ 第十条中印紙税法別表第一の改正規定

十三 次に掲げる規定 産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二十

六号）の施行の日

イ 第十条中印紙税法別表第二の改正規定

十四 次に掲げる規定 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）の施行の日

イ 第十条中印紙税法別表第三の文書名の欄

イ 第十条中印紙税法別表第一の改正規定（第十七号並びに第十八号）

イ 第十九号（業務の範囲）に掲げる業務

イ 第十条中印紙税法別表第三の文書名の欄

イ 第十条中印紙税法別表第一の改正規定（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

イ 第十条の規定による改正前の印紙税法第十二条第一項の規定により施行日から平成三十一年三月三十一日までの期間内に作成する同項に規定する預貯金通帳等について同項の承認を受けた場合には、当該承認は、第十条の規定による改正後の印紙税法第十二条第一項の規定により同項に規定する各課税期間内に作成する同項に規定する預貯金通帳等について受けた承認とみなす。

（罰則に関する経過措置）
イ この法律（附則第一条各号に掲げたる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
イ この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成三十一年五月二十五日法律第二十九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）
第三十八条 施行日前に課した、又は課すべきである。あつた印紙税については、なお従前の例によ

る。

2 旧運送取扱契約、旧物品運送契約又は旧寄託契約に基づき施行日以後に作成する貨物引換証、預証券及び質入証券並びに船荷証券の賃本に係る印紙税については、なお従前の例によ

る。

（印紙税に関する経過措置）
第五十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

（罰則に関する経過措置）
第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）
第五十三条 この法律は、平成三十一年三月二九日法律第六号（抄）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）
附 則（令和二年六月五日法律第四〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）
第二十条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二条の規定（第二十四条中の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の表の改正規定（同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の改正規定及び改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項の改正規定を除く。）、同法附則第三十八条の改正規定及び第四十二条の表の改正規定、同法附則第三项の表の改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）
第五十二条 この附則に規定することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

（印紙税に関する経過措置）
第五十三条 この法律は、平成三十一年三月二九日法律第六号（抄）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（印紙税に関する経過措置）
附 則（令和二年六月一九日法律第五八号）抄

(施行期日)

（印紙税に関する経過措置）
第九十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（印紙税に関する経過措置）
附 則（令和二年六月一九日法律第五八号）抄

(一) (二) (三)

(一) 次の(一)から(三)までの規定に該当する文書の記載金額については、それぞれ(一)から(三)までに定めるところによる。

(二) 第一号又は第二号に掲げる文書に当該文書に係る契約についての契約金額又は単価、数量、記号その他の記載のある見積書、注文書その他これらに類する文書(二)の表に掲げる文書を除く。の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があることにより、当事者間において該契約についての契約金額が明らかであるときは、当該契約についての契約金額の計算をすることができるときは、当該契約金額又は当該計算により算出した契約金額を当該第一号又は第二号に掲げる文書の記載金額とする。

(三) 第十七号に掲げる文書のうち売上代金として受け取る有価証券の受取書に当該有価証券の発行者の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があること、又は同号に掲げる文書のうち売上代金として受け取る金銭若しくは有価証券の受取書に当該売上代金に係る受取金額の記載のある支払通知書、請求書その他これらに類する文書の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があることにより、当事者間において当該売上代金に係る受取金額の記載等の差額に相当する金額をいう。(以下同じ。)が記載されている場合(変更前の契約金額等と変更後の契約金額等が記載されていることにより変更金額を明らかにすることができる場合を含む。)には、当該変更金額が変更前の契約金額等を増加させるものであるときは、当該変更金額を当該文書の記載金額とし、当該変更金額が変更前の契約金額等を減少させるものであるときは、当該文書の記載金額の記載はないものとする。

額が明らかであるときは、当該明らかである受取金額を当該受取書の記載金額と示されている場合には、当該文書を作成した日における外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項（外国為替相場）の規定により財務大臣が定めた基準外國為替相場又は裁定外國為替相場により当該記載金額を本邦通貨に換算した金額を当該文書についての記載金額とする。

この表の第一号、第二号、第七号及び第十二号から第十五号までにおいて「契約書」とは、契約証書、協定書、約定書その他の名称のいかんを問わず、契約（その予約を含む。以下同じ。）の成立若しくは更改又は契約の内容の変更若しくは補充の事実（以下「契約の成立等」という。）を証すべき文書をいい、念書、請書その他契約の当事者の一方のみが作成する文書又は契約の当事者の全部若しくは一部の署名を欠く文書で、当事者間の了解又は商慣習に基づき契約の成立等を証することとされているものを含むものとする。

1から5までに規定するもののほか、この表の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定め

二	
書契すに請 約る関負	（）含書契（）書契すに運 4 書契 備　　備 むを約船　約る関送　約
とをとこ供の定者らそ映球は 1 す含すとを役めでにの画の る。むるを約務る政類他の選職請 も契内すのも令すこ併手業負 の約容る提のでるれ優、野に	
以百る率げ次つ一にの約げ次契のの約 1 下万とるにき通応区金るに書あ記金 の円す税掲、に、分額契掲る載額契	二つ一契のの約 2 十のえ円五万 の円五を十円二も以十を五十も 百き通約な記金 万円 るを十円四も以十超億 十の下億超億万円 にい載額契 六も超億 十の下億え円 万 の円え円
（）号りとれ適規 3 るにの物へ契のの約 1 6 にこにる用定イ通関適件課約あ記金 文掲のよこさがの則す用表税書る載額契	

五を一円 の円え円五円 の円五を千円 の円え円五千の下万え円三円の下万え円二円 の円二を百二
億超億 六も以一を千 二も以千超万 一も以千を百円 の円五を百 の円三を百 四も以百超万
円え円 万の下億超万 万の下万え円 万の下万超万 二も以百超万 千も以百超万 百の下万え円

の円が約当う。」をる書
も未一金該ち除ものと
の満万額契、のくのな

三	
手為又手約 形 替は形束	
以百る率げ次つ一にの形げ次手以るに 1 下万 とるにき通応区金るに形外手掲 の円 す税掲、に、分額手掲 の形げ 2	二つ一契の約 2十のえ円五万 の円五を十円二も以十を五十も以 百き通約な記金 万円 るを十円四も以十超億 十の下億超億万円の下 に い載額契 六も超億 十の下億え円 万 の円え円 の
賸本形 3 手のの形 2 の円が形 1 本又の 形な記金 手未十金 は複手 い載額手形 満万額手	

え円三千の下万え円二円 の円二を千円 の円え円五円の下万え円三百の下万え円二円 の円二を百二
五を千円 の円三を千 四も以千超万 二も以千を百 の円五を百円 の円三を百 四も以百超万
千超万 六も以千超万 千の下万え円 千の下万超万 千も以百超万 六も以百超万 百の下万え円

るに 2万 るを十円十も以十を五十も以五を三六も以三を二四も以二を一円 の円え円五万の下万
手掲 円二も超億 五の下億超億万の下億超億円の下億超億万の下億超億 二も以一を千円 の円
形 げ次 十のえ円 万 の円え円 の円え円 の円え円 の円え円 万の下億超万 一も以

及振機るで他行又本ロ^一をるめ^二をる準お用へ束号項条七^三定期示形為覽項条三号第年^四手覽イ二つ一
び出関金定政そは銀^五除もをの含場用い^六の手^七第第十法め日開の替払^八第十一^九二法和形^十払^{十一}百^{十二}き通^{十三}
受人を融め令の銀行日^{十四}くのす定む合すてに準形約ニ一七第一の始呈手の一二四第十律七法形の一^{十五}に

おの^一行すに制払ニ六法あ本住る規義号項条法國及國ニ^二る示額手に國ハ^三くのす取關金定政他行あ出形す取
い号下^四る規限等^五条第^六邦者非定^七—第^八第^九第^十貿^{十一}び為^{十二}手^{十三}さが形よ通^{十四}—をる人を融め令当そる人^{十五}る人^{十六}てにこ等銀定^{十七}の支の十同^{十八}にの居すに定六一六易外替外^{十九}れ表金り貨外^{二十}除もと受機るで該の銀で振手^{二十一}

形よ通す振と支行あ本住すに^一五一六易外替外入物邦又輸貨邦ホも定政手さり法^二ず定れ表も通るにい等^三一
金り貨本りし払等^四る邦者^五る規義^六項条法國及國^七すをには出物か^八のめ令形れ決^九にるをる示^十つ貨本對^{十一}う^一銀
額手に邦^{十二}出人を銀に^{十三}が居定^{十四}号第^{十五}第^{十六}第^{十七}貿^{十八}び為^{十九}る輸貨本^{二十}しをら本^{二十一}るで^{二十二}る濟^{二十三}よ方通勘^{二十四}さてを邦^{二十五}す^一と行

示額手に邦^一出人を^二が銀^三し担^四も定政手^五さが形^六よ通^七たりし払等^八る邦者^九を銀^十お外^{十一}拋^{十二}令^{十三}國^{十四}及^{十五}るにへも定政手^{十六}さが
さが形^{十七}よ通^{十八}す振と^{十九}支自行^{二十}て保^{二十一}のめ令形^{二十二}れ表金^{二十三}り貨本^{二十四}出人^{二十五}を銀^{二十六}に^一が當行^二い國^三に^四のび手^五掲^六のめ令形^七れ表金^八り貨本^九りし払^十己^{十一}等^{十二}、とを^{十三}るで^{十四}る示額手^{十五}に邦^{十六}し振と^{十七}支行^{十八}あ本^{十九}む業^{二十}てにて準法^{二十一}外形^{二十二}げホ^{二十三}るで^{二十四}る示

五	
書計分新く若約割収は書契合 画割設はし書契分吸又約併	
<p>。も実は約（当する）社項十業契定締合四号律成会約1 のを補の含む。規のと（九法約する）第十社書 をいを証充変合契定合株相条第（る）第八七法と合 う含すの更併文を約す併式互第百保合に約八七十年（は併 むる事又契書証をる）会会一五險併規の条百六法平、契</p>	
四つ一 万き通 円 に	円るを一円 の円え円五円 の円五を千 の 二も超億 一も以一を千 二も以千超万 千も 万のえ円 万の下億超万 千の下万え円 の

八		七
書金預 証貯	除のいの定すに更かあ内月が期契当ちのもあ載の期契約ると基引的継 くをもなめる関新つりで以三間約該うのるの記間約書契な本の取続	
	も令のと取的のの書の引書代約書と取1 のでうな引に間相で他約、理店契とはるの継 を定ちるの生に手、の定銀店契約、契基続 いめ、も基づ継方特契書行契書、特約本的 う。る政の本る続と定約そ取約	
二 百 円 一 き 通 に		四 千 円 一 き 通 に
関金定政そ用1 の融め令の金 作機るで他庫信		も以る保証より規証 の外も存人り定 ののすの公にの

					九
					証券 船 証券 倉券 運送合券荷
る効券こ次項の場で、券(複合標準)の百、送又とを有似荷証一記載事項の倉荷証書部載する。むる効券で、欠項の条第十一法に明確には倉庫、荷も用と	券条七は運券2のものを類倉くの記載(倉荷証書部載事項の倉荷証)は、荷も用と	券1 第六四二年明治三商証券の条第十八号			
		二つ一百円 き通に			
		の円が預さ、証預成の未一入れ記書貯の満万額た載で金る			
					十
					証券保険
五法みるよ付か保書て約係保とを該保契より令そ書の額(傷九又書の命第一の約損害(平成二年保証券とすか他險券1 項第、もりのら險面交者る險き締保険約りのの面締保害条は面締保一第書の損害第一法律(平成二年保証券とすか他險券1 第三保の交請の契付に保契に結險者に、規他交結險疾第第交結險項四面締保一第保を称券は保 三条險を付求再約当す対險約当し契が係保定の付時契病一六付時契(四十付時契一第五十年法わいの保証 号第業含すに交者該るし契に該た約当る險に法)の約生條項六十一年法わいの保証	る。ものとす				
		二つ一百円 き通に			
五十	四十	三十	二十	一十	
又譲債 は渡権	約る関託の証有又金 契すに寄券価は錢	くをもす併書契務る(約る関証の債 主除のる記に約の債た書契すに保務	書契すに行信 約る関為託	状信用	
			する含信契為1 する。む託約に も証書関信 の書には、す託 とをる行		う。除係保令約 るも契定その保 を約め他險に掲 (免許)
二つ一百円 き通に	二つ一百円 き通に	二つ一百円 き通に	二つ一百円 き通に	二つ一百円 き通に	
の約1 記金 載額契		約す証身定号十律八ヘルニ元1 書るに元め) 第年昭法関保 契関保るに二四法和律ス証身			
七十		六十			
に代売1 係金上		知込金配又収金配 書通振当は証領當			約る関け引債 書契すに受務
証金1 券又に のは係 受有る 取価金代	うる主あ振他金株機の金わいの金と振2いめを受はす権払配を称書配領1 文による込の口主關他がすか他振は込うの証領配る利を當間のそ当收 書通旨済勘座のにの銀、ん名込、通配証すの当証を受金わいの金 を知をみ定そ預あ金行配を称票配知當書る事金書表けのすか他領とは、金 いす株でにの貯る融そ当間のそ当書金をた実の又彰る支、ん名收				
金に上1 錢係代 又る金壳		二つ一百円 き通に			
金た載1 額受さ が取れ記		は証未三金た載1 文書満千額配さ 文書又の円が当れ記			の満万額契、の契の の円が約当う約 も未一金該ち書る

も外書受けにで取の証有又金2書受券価は錢る
の以取る掲1書受券価は錢 取の証有又金

代一受き取るむ受次書証錢受う代以も令料対のでもれ券す義第号律二引金付るる務む。利産と用若産書も取にを券又け。金下のでそ価の定のにそる一第十法融け対こを。」
がに金てに当の書掲いのは取と「を定の、譲めで準の有に項第二三(商品を価と提又こと設くは、譲渡は、含売額い記該とをげい受有るしと売ぐ。の政險のも令るこ証定定條五法和取手よす役含み、供はを定する該資ま上のる載受す含る、取価金てい上。の政險のも令るこ証定定條五法和取手よす役含み、供はを定する該資

え円五円の下万え円三百の下万え円二円の円二を百二も以百る率げ次つ一にの取げ次のあ記金で受証は千を百の円五を百円の円三を百四も以百超万百の下万とるにき通応区金るにる載額受取券有万超万千も以百超万六も以百超万百の下万え円の円す税掲、に、分額受掲ものの取書の価

又価3取なにく業行対法をの者該み業行対の者のがるつとす分當金は益よ定定令での社業2受未五は証書い関。をうし人し出が出、をうし者以出、もてとがる配又の剩金よりめ款又の、法以(取満万第券有受し)除營てにた資そ資當含事てに外資そのいなこでこをは配余又利にのは規法人外会營書の円

除めで類ののへ預がの(のはす場をて)者いこた該い「に(以下)を事ロのはなによ記該ど金部全受書証錢れてくる政す他受の貯作金銀行受有る合受売にての者委う。」
も令るこ取振金成融そ取価金にけ上代と「欄(託)者」いこの委人書証錢てら項書がる上は額當受有るニのでもれ書込口す機の証錢作取代わい委に以をが「の欄者託の券又いかにの当か代一の該取価金にを定のにそ金座る開他書券又成る金つう託お下し当とて欄者託の

五を三六も以三を二四も以二を一円の円え円五万の下万え円三千の下万え円二円の円二を千円の円億超億円の下億超億万の下億超億二も以一を千円の円五を千円の円三を千四も以千超万二も以円え円の円え円万の下億超万一も以千超万六も以千超万千の下万え円千の下

取しにるには若十号第八号、十号、受記書げ号く号第二、

らを当は金払代がニのはす場らが額相又代け代がハ
受委す一のうわ委受有る合受受を当は金取わ委
け託る部全売つ託受取価金にけ託委す一のるつ託受
取者金に部上て者託書証錢作取者託る部全売て者託
るか額相又代支に者券又成るか者金に部上受に者

おいて同じ

二つ一書の書るに2万るを十円十も以十を五十も以
百き通受以受掲円二も超億五の下億超億円の下
円に取外取げ1十のえ円万の円え円の

九十		八十
げに七第又四第号第号第 る掲号十は号十、二、一	帳金の共生又通險る成の会保生帳金る成の会無く若銀通すに行信帳金預 帳通掛済命は帳料保す作社險命、通掛す作社尽はし行る関為託、通貯	
	も令通成約済人そ業帳済1 ので帳すににがの協との を定でる關係生他同は掛生 いめ、掛しる命の組、金命 う。る政金作契共法合農通共	のはす場合に 受取価金に作 証錢又成
四つ一 百き冊 に		二つ一 百き冊 に
	金普定政そ金る金る規得税(→第第第得2通預成関金定政そ用1 通通め令の通預に預定) 非二一九税帳貯すの融め令の金 帳預るで他帳貯係貯すに所課号項条法所 金る作機るで他庫信	

金融 公庫 沖繩振興開 発	別表第二 の二関係 名称	十二	
		帳判 取	くを通げに（前）帳る成ても的る明で込付項きるさりに文 除帳る掲号　通す作つを目す証んけを事べれ証よ書
和四十七年法律第三十一号 沖繩振興開發金融公庫法（昭）	根拠法 法人の表 （第五条、附則第九条）	いすもけ込手ニ事さには第号、とは、判 う。帳つる方以項されに第十四号、第一 帳て目明か上によるよげ十四号、第一 簿作的をらのつべりる七号又 を成を受付相きき証文号又	1
		四千円 につき一冊に	

日本年金機構 農業信用基金 福島国際研究 教育機構	日本年金機構法（平成十九年 法律第百九号） 農業信用保証保険法（昭和三 十六年法律第二百四号） 福島復興再生特別措置法（平 成二十四年法律第二十五号）
放送大学学園 防災街区整備 事業組合	放送大学学園法（平成十四年 法律第百五十六号） （平成九年法律第四十九号） 密集市街地における防災街区 の整備の促進に関する法律
別表第三 文書名	非課税文書の表（第五 条関係）
国庫金又は地方公共団体の公金 の取扱いに関する文書	
清酒製造業等の安定に関する特 別措置法（昭和四十五年法律第 七十七号）第三条第一項第一号 (中央会の事業の範囲の特例) の 事業に関する文書	作成者
独立行政法人中小企業基盤整備 機構法（平成十四年法律第百四 十七号）第十五条第一項第一号 から第四号まで、第五号口及び ハ、第六号、第八号（中心市街 地の活性化に関する法律（平成 十年法律第九十二号）第三十九 条第一項の規定による特定の地 域における施設の整備等の業務 に限る。）、第十一号、第十三号、 第十六号並びに第十七号（業務 の範囲）に掲げる業務並びに独 立行政法人中小企業基盤整備機 構法第十五条第二項の業務（同 項第七号に掲げる業務を除く。） 並びに同法附則第八条（旧織維 法に係る業務の特例）、第八条の 二第一項（旧新事業創出促進法 に係る業務の特例）及び第八条 の四第一項（旧特定産業集積活	日本銀行その他法令の 規定に基づき国庫金又 は地方公共団体の公金 の取扱いをする者

性化法に係る業務の特例) の業務並びに同法附則第八条の八第一号及び第二号(改正前中小強化法等に係る業務の特例)に掲げる業務に関する文書	日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団
國立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第一百六十一号)第十八条第一号、第二号及び第十号(業務の範囲等)の業務に関する文書	國立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第一百九十二号)第十四条第一項第一号から第四号まで及び第二項から第四項まで(業務の範囲)の業務(同法第十五条第二号(区分経理)に掲げる業務に該当するものを除く。)に関する文書	國立研究開發法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第一百九十二号)第十四条第一項第一号から第四号まで(業務の範囲)の業務(同法第十五条第二号(区分経理)に掲げる業務に該当するものを除く。)に関する文書	國立研究開發法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第一百六十一号)第十八条第一号、第二号及び第十号(業務の範囲等)の業務に関する文書
構	構	獨立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	獨立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
構 移行推進機	構 実習機構	獨立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	獨立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和五年法律第三十二号)第五十条第一項各号(業務の範囲)に掲げる業務に関する文書	國立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)第十七条第三号(業務の範囲)の業務に関する文書	國立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)第十七条第三号(業務の範囲)の業務に関する文書	國立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)第十七条第三号(業務の範囲)の業務に関する文書
七十三号)又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に定める資金の貸付けにかかる者	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第七号(定義)に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金に関する文書	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第七号(定義)に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金に関する文書	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第七号(定義)に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金に関する文書
船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)	社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)	社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)	社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和五年法律第三十二号)第五十条第一項各号(業務の範囲)に掲げる業務に関する文書	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第一百十二条第一項第二号(福祉事業)及び第四号(福祉事業)の事業に関する文書	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第一百十二条第一項第二号(福祉事業)及び第四号(福祉事業)の事業に関する文書	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第一百十二条第一項第二号(福祉事業)及び第四号(福祉事業)の事業に関する文書
会	会	会	会
合	合	合	合
規定期の規定の準用)において準用	国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)第一百二十八条第一項(基金の業務)又は第一百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に規定する給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に掲げる事業並びに確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第七十三条(企業型年金に	国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)第一百二十八条第一項(基金の業務)又は第一百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に規定する給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に掲げる事業並びに確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第七十三条(企業型年金に	国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)第一百二十八条第一項(基金の業務)又は第一百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に規定する給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に掲げる事業並びに確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第七十三条(企業型年金に

独立行政法人農業者年金基金法 (平成十四年法律第二百二十七号)	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第二百六十号）第七条第三項（退職金共済手帳の交付）	する同法第三十三条第三項（支給要件）、第三十七条第三項（支給要件）及び第四十条（支給要件）に規定する給付に関する文書	
		の退職金共済手帳又は同法第七十条第一項（業務の範囲）に規定する業務のうち、同法第四十条第四項（掛金）に規定する退職金共済証紙の受払いに関する業務に係る金銭の受取書	
人農業者年 独立行政法	同法第二条第六項（定義）に規定する共済契約者又は同法第七十二条第一項（業務の委託）の規定に基づき、独立行政法	同法第二条第六項（定義）に規定する共済契約者又は同法第七十二条第一項（業務の委託）の規定に基づき、独立行政法	第九条第一号（業務の範囲）に掲げる農業者年金事業に関する文書又は同法附則第六条第一項第一号（業務の特例）に規定する給付に関する文書
合保険事務組合による事業主又は同法第三十三条第一項に規定する労働保険事務組合による労働保険事務の委託に関する文書	会員若しくはその組合員又は漁業共済組合連合	児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第五十六条の五（二（連合会の業務））の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第二百五十五条第一項（国保連合会の業務）の規定による業務、介護保険法第二百七十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号（連合会の業務）に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務に関する文書	金基会又は企業年金連合会
労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）に定める労働保険料受取書又は同法第三十三条第一項（労働保険事務組合）の規定による労働保険事務の委託に関する文書	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）第一百一条第一項（事務の委託）に規定する事務の委託に関する文書又は同法第二号（業務）に定める資金の貸付け若しくは同条第二号（業務）に定める債務の保証に係る消費貸借に関する契約書（漁業共済組合又は漁業共済組合連合会が保存するものを除く。）	確定期付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三十条第三項（裁定）に規定する給付又は同法第九十一条の十八第四項第一号（連合会の業務）に掲げる事業及び同法第九十一条の二十四第二項（裁定）に規定する給付に関する文書	金基会又は企業年金連合会